

秋田の鉄道史

県庁文書で見ると

今年には新幹線が開通し、秋田県では奥羽線開通以来の交通の一大画期となりました。そこで公文書館では、収蔵の千冊余の戦前県庁文書の中より鉄道に関するものを選び、今回、企画展で紹介いたします。県庁の土木行政で鉄道関係の事務を扱った部課係の簿冊群が展示されます。鉄道敷設と県との関わり方がわかる貴重な資料ですので、展示紹介が皆様利用に役立つことを願ってやみません。

平成 9 年 8 月 26 日～ 9 月 24 日
10 月 28 日～ 11 月 14 日
秋田県公文書館特別展示室

県庁文書について

今回展示を担当した公文書課で保存している文章は、公文書と行政資料に大きく分けられます。公文書は県職員が作成したり取得した文書のことで、公開中の戦前公文書と、整理中の戦後の永年保存文書・有期限文書に分かれます。行政資料は県機関などで発行される印刷物です。県庁に保存されてきたこれらの文書を総称して、県庁文書とよんでいます。

当館では、戦前の公文書を 1 万 4 千冊あまり所蔵し、いつでも利用できるよう公開しています。例えば、戦前の秋田県の鉄道に関する歴史を調べたい場合は、鉄道建設に関わる担当係のあった土木部の公文書を見ていくことになります。

公文書は、普通は関係書類が一括されて、

一年分あるいは数年間分がまとめられています。これを簿冊（ぼさつ）といい、明治時代には、それぞれの部課ごとに「〇〇課事務簿」という

形で綴じられていました。簿冊の最初に目次にあたるものがあり、中にどのような文書が綴じられているかわかるようになっていきます。年代を追ってその目次をたどっていくと、調べたいテーマに関係した資料を探し出せるというようになっています。

部課ごとに、年度ごとに目次をつけて整理された簿冊は、永年保存文書として文書担当課によって後世に対して大事に保存されてきました。

戦前の公文書がどのように保存されてきたか、また、未来への遺産となるべき現在の公文書はどのように保存されているのかについて、今回の展示でご覧ください。

「鐵道敷設法」以前（～明治25年）

『鉄道敷設法』により奥羽線の敷設が決定される明治25(1892)年以前の県庁文書は、『明治二十年代鉄道関係書類綴』1冊があるのみです。しかし、この中には、秋田県の後押しで計画された鉄道会社に関する貴重な文書が残されています。日本鉄道会社の上野・青森間幹線に接続する計画でした。

明治18年、隣の山形県で鉄道敷設運動が盛り上がった影響を受け、秋田県でも「鉄道敷設二付建言書」が県会より提出されました。当時は、私鉄による鉄道幹線の建設が主流で、しかも「鉄道熱」とよばれる全国的な私鉄設立ブームのさなかでした。

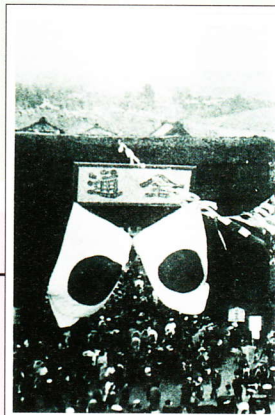
『書類綴』には、明治20年に県書記官の羽生氏熟が作成した秋田鉄道会社の創立案の他、会社の定款、鉄道敷

上:秋田鉄道会社創立案(明治20年)
右:同会社定款 (同)

設準備のための県内物産や河川運輸の調査などの文書が綴じられています。しかし私鉄計画は幻に終わり、県庁文書にも記録はこの1冊にしか残っていません。貴重な文書ですが県庁で作成された資料ゆえに限界もあり、それ以上の内容を知るには民間の文書や新聞などを調べる必要があります。

「鐵道敷設法」以後（明治25～38年）

明治25年の「鉄道敷設法」公布から明治38(1905)年の奥羽線全通までの期間について、関係の県庁文書は6冊残っています。奥羽線の官設決定後、26年に北線が青森で、翌年に南線が福島で起工されました。秋田県内に路線工事が達したのは32年のことでした。



明治38年秋田駅前での奥羽線

奥羽線の敷設は鉄道庁（後、鉄道局、明治38年秋田駅前で
鉄道作業局）の仕事だったので、秋田県は直接に関わらず、土木行政
の部課の中で扱われた関係事務も限られた種類のものでした。

この期間の奥羽線関係の文書としては、横手町と浅舞村の路線誘致に関するもの、十文字停車場入口の方向をめぐる地元の陳情に関するもの、路線工事請負の土建業者への国道使用許可に関するものなどが作られています。

また、明治29年から30年にかけて、奥羽線との連絡路線を県内に計画した私鉄会社に関する文書が作られています。この時期は第2次の「鉄道熱」で、全国的に私鉄の設立がブームでした。船川、羽越、鹿角、陸羽、奥羽中央など、その後の不況で幻となった会社の存在が確認できます。私鉄の設立申請などは府県を経由したので、県庁文書に記録されることが多いのです。

明治三十四年起業
秋田鐵道會社創立、上崎港と盛岡間、鐵道を私設す。此里程九廿五里、工費概算百五十萬圓、株五拾田三万株、五年で拂込、半年金拾万圓、又但線路見込此則定款、草案等、仮定、然、後株主募集、變更、總會、開、議、議定、す、猶創業費、一株、角金五拾錢、五拾圓、五拾萬圓、出、金、す、ト、ス、

目的
一他日羽州へ全通、す、鐵道、必要、を、認、め、三、万、六、千、兩、を、額、
二上崎、北、上、崎、へ、青、森、運、路、を、
三上崎、盛、岡、間、私、設、鐵、道、以、て、日、奥、羽、鐵、道、一、條、線、
盛、岡、三、達、迄、此、私、鐵、道、を、以、て、青、森、三、達、迄、幹、線、を、
換、へ、り、す、請、領、す、

[illegible]

與羽中央、陸羽、鹿角、秋田縣知事
 林式會社發起人、出願ニ係ル鐵道
 道線路調査之爲メ其管下秋田
 市及鹿角、北秋田、南秋田、各郡
 鐵道局、貧派遣候補差支ナキ様
 取計ハシ
 明治廿九年十月五日
 逋信大臣子爵野村靖

奥羽線全通以後（明治38年～）

奥羽線が全通した後、羽越線（秋田・新発田間）、船川線（船川・大久保間）、横黒線（横手・黒沢尻間）の官設が具体化していきました。しかし、これら路線についても県庁文書に残る記録は限られた内容のものです。羽越線については、大正5（1916）年から7年にかけ、沿線町村からの路線や停車場に関する陳情書が、県を經由し鉄道院に提出されています。船川線については、同じ時期に県が進めていた船川築港工事との関わり

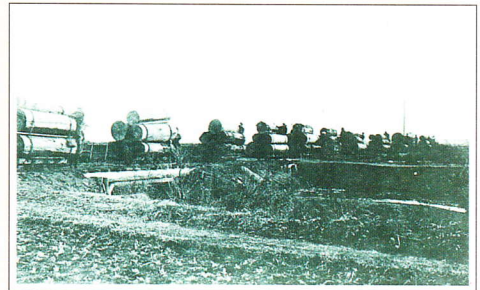
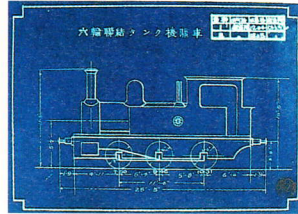
で作られた文書が多くを占めます。横黒線については1冊にまとまった簿冊が残っていません。

これに対し、大正年間の私鉄会社に関する簿冊は多く残

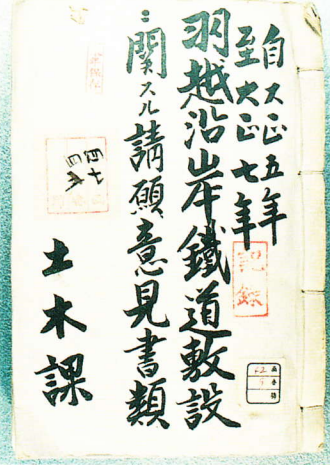
っています。羽越線や船川線の官設決定後、大館・盛岡間と大曲・盛岡間路線の必要が叫ばれた中、秋田鉄道株式会社（大館・花輪間）や大生鉄道株式会社（大曲・生保内間）などが計画されました。特に大生鉄道は実現しなかったため、県庁文書の記録は貴重なものです。私鉄の設立申請に関する文書には定款や路線図もあるので、会社の全体像がわかりやすくなっています。

一方、奥羽線全通後、鉄道による輸送が増加

し、小坂や花岡などの鉱山では専用鉄道が作られました。また、秋田大林区署などでは国有林で伐採した木材を運ぶ森林軌道の敷設の許可を県に求めています。それらの関係も県土木行政の鉄道事務分野で扱われました。



扇田の森林軌道（原写真 石井博夫氏蔵）

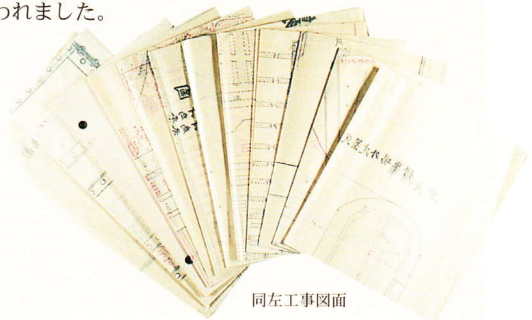
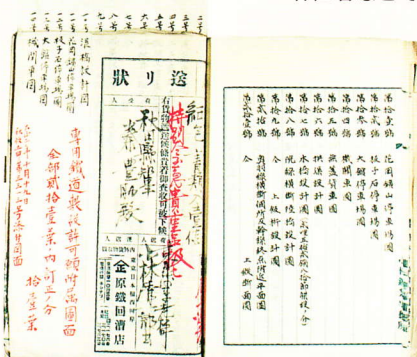


右横荘鉄道株式会社の
機関車青写真(大正7年)



開通祝賀行事（原写真 田宮利雄氏蔵）

提出された花岡鉱山専用鉄道の
工事図面の送り状（大正2年）



同左工事図面

展示紹介の簿冊目録

資料番号	年 代	資 料 名	備 考
山崎1215	明治18～27年	明治二十年代鉄道関係書類綴	
7916	明治26～30年	第二課鉄道事務係事務簿	鹿角郡小坂村鉦山鉦業人藤田組ヨリ鉦業用軌道布設願之件 全
7912	明治30～36年	第二課事務簿	鉄道之部、雜款之部 全
5476	明治38～42年	内務部土木課事務簿	鉄道、道路、治水、雜款 全
5917	明治42～45年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 全
6091	明治44～大正2年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 全
6099	大正3～4年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 一番
6100	大正3～5年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 二番
6103	大正5～7年	内務部土木課事務簿	鉄道之部
6106	大正7～10年	内務部土木課事務簿	鉄道之部
6108	大正8～13年	内務部土木課事務簿	鉄道之部

資料番号	年 代	資 料 名	備 考
5832	明治27年	平和街道筋鉄道布設二関スル調査表	
6109	明治27年	船川大久保間鉄道調査	
5842	明治35～36年	十文字停車場入口変更二関スル書類綴	土木課
6090	明治42年	軌道関係	
6124	明治42～44年	船川築港同鉄道二関スル調書往復書類	
6092	大正元～6年	船川鉄道施設二関スル書類	図面共 三冊ノ内一
6093	大正元～3年	秋田鉄道株式会社二関スル図面	図面共 四冊ノ内一 内務部土木課
6094	大正元～3年	秋田鉄道株式会社二関スル図面	第一号袋 四冊ノ内二 内務部土木課
6095	大正元～3年	秋田鉄道株式会社二関スル図面	第二号袋、第三号袋 図面共 四冊ノ内三 内務部土木課
6096	大正元～3年	秋田鉄道株式会社二関スル図面	第四号袋、第五号袋、第六号袋 図面共 四冊ノ内四 内務部土木課
6097	大正2年	大館花岡間鉄道敷設二関スル書類	二冊ノ内一 内務部土木課
6098	大正2～5年	大館花岡間鉄道敷設二関スル書類	二冊ノ内二 内務部土木課
5497	大正3～6年	鏑出川筋発電用水利用並軌道敷願	長田相輔 土木課
6101	大正4～5年	横荘鉄道二関スル書類	二冊ノ内一冊 内務部土木課
6102	大正5～6年	横荘鉄道二関スル書類	二冊ノ内二冊 内務部土木課
6104	大正5年	小坂専用鉄道二関スル書類	壹冊 内務部土木課
6111	大正5～7年	羽越沿岸鉄道敷設二関スル請願意見書類	土木課
6105	大正6～7年	横荘鉄道二関スル書類	内務部土木課
6107	大正7～8年	秋田軌道前田軌道関係書類	附須川軌道 土木課
6112	大正9年	大館軌道関係書類	土木課

この他、奥羽線停車場までの道路工事に
関する簿冊があります。

5843, 5858, 5879, 5880, 5881, 5883, 5890, 5892,
5895, 5897, 5898, 5907, 5908, 5929, 5951, 5978,
6014, 6033, 6035, 6036, 6044, 6054, 6055

この他、土木行政以外の分野で作成された
事務簿で鉄道関係を含むのは以下の通りです。

7913	明治30年	「船川鉄道関係書類」 (内務部第五課農工商掛)
7978	明治29年	「第五課農工商掛事務簿」 商工之部 全 秋田馬車鉄道営業報告
6387	明治20年	「第一部勸業課事務簿」 雑款之部 全 秋田馬車鉄道会社設立
7958	明治22年	「第一部勸業課事務簿」 会社之部 全 秋田馬車鉄道会社関係
7931	大正15年 ～	「軌道関係書類」 (商工水産課)
7932	大正15～ 昭和3年	「軌道関係書類」 (商工水産課)
7933	昭和5年	「軌道関係書類」 (商工水産課)
8741	明治44～ 大正10年	「祝辞、式辞、告辞、案綴」 (知事官房) 鉄道開通式祝辞

※行政資料では、以下のものが参考になります。

11236 明治6年 「鉄道寮分課庶務規定」
11881 明治6年 「鉄道貨物運送補則並
賃銭表」
11884 明治26年 「鉄道法規全書」

鉄道関係の国の法律は「法令全書」で調べ
ることができます。(資料番号12929～13253)

また、鉄道輸送の県内の状況など、経済的
なことは「秋田県統計書」で調べることがで
きます。(資料番号11442～12567)

※国の鉄道関係公文書は、次の施設で閲覧がで
きます。

・国立公文書館

東京都千代田区神田北の丸公園3-2

Tel 03-3214-0621

(満20歳以上の人)

休館日…土・日曜、国民の祝日、

年末年始(12.28～1.4)

・交通博物館

東京都千代田区神田須田町1-25

Tel 03-3251-8481

(閲覧の際には事前連絡必要)

休館日…月曜、祝日(国民の祝日と
振替祝日は開館)

秋田県公文書館で資料を閲覧する際には、
図書館カウンターのとおりで、下のカード
に記入し申込んでください。原本の写真撮
影もできます。

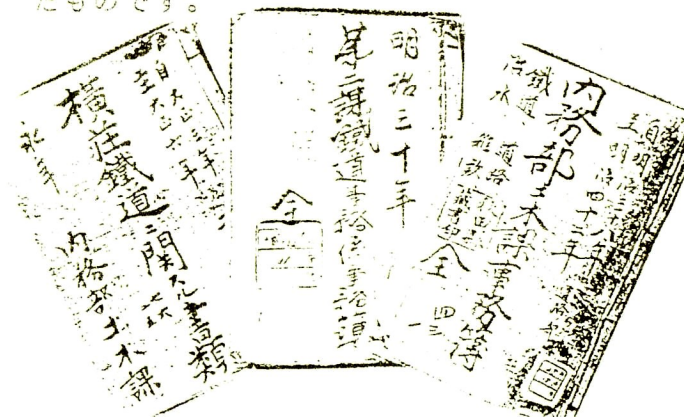
公文書館で 鉄道資料を 調べたい方へ

秋田県公文書館

1997.8.26

平成9年度企画展「県庁文書で見る秋田
の鉄道史」では、県庁の土木行政分野の鉄
道関係事務簿を紹介しました。

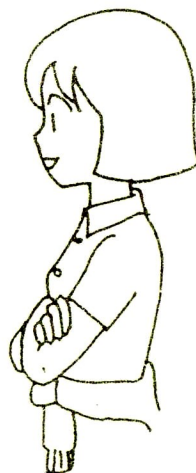
このリーフレットは、秋田県公文書館の
鉄道関係資料を実際に閲覧して、鉄道のこ
とを調べてみたい方の便利のために作成し
たものです。



土木行政分野の鉄道関係を扱った部課係の変遷は以下の表のとおりです。

施行年月日	部 課 係	鉄道に関する分掌	法令番号	出 典
明治26. 11. 29	内務部第二課土木係	鉄道ニ関スルコト	訓令甲第156号	明治27年「県令全書」 訓令甲第113号
明治27. 7. 24	内務部第二課鉄道事務係	鉄道ニ関スルコト	訓令甲第113号	「秋田県処務細則」 (明治27年「県令全書」)
明治29. 3. 31	内務部第二課鉄道事務係	鉄道ニ関スルコト	訓令甲第49号	「秋田県処務細則」 (明治29年「県令全書」)
明治30. 6. 24	内務部第二課庶務係	軌道及私設鉄道ニ 関スル事	訓令甲第102号	「秋田県処務細則」 (明治30年「県令全書」)
明治31. 4. 1	内務部第二課庶務係	軌道及私設鉄道ニ 関スル事	訓令甲第64号	「秋田県処務細則」 (明治31年「県令全書」)
明治32. 6. 20	内務部第二課調査係	軌道及鉄道ニ関ス ル事	訓令乙第62号	「秋田県処務細則」 (「庁中令規」)
明治34. 4. 1	内務部第二課土工係	軌道及鉄道ニ関ス ル事	訓令甲第26号	「秋田県処務細則」 (明治34年「県令全書」)
明治36. 11. 30	内務部第二課土木係	軌道及鉄道ニ関ス ル事	訓令甲第50号	「秋田県処務細則」 (「庁中令規」)
明治38. 4. 25	第一部土木課土工係	軌道及鉄道ノ敷設 ニ関スル事	訓令甲第23号	「秋田県処務細則」 (「庁中令規」)
明治40. 7. 15	内務部土木課	軌道及鉄道ノ敷設 ニ関スル事項	訓令甲第52号	「秋田県処務細則」 (明治40年「県令全書」)
大正15. 6. 29	内務部土木課	鉄道、軌道ノ敷設 ニ関スル事項	訓令甲第37号	「秋田県処務細則」 (大正15年「秋田県報」 上巻)

* 「秋田県処務細則」の全面改正と鉄道事務主管課係に関わる部分改正を採録



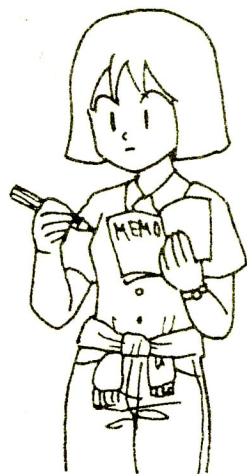
秋田県公文書館に保存されている土木行政分野の鉄道関係事務簿のリストは、企画展のリーフレットに載っています。こまかい内容についての補足は以下の通りです。

- ・ 秋田鉄道会社（明治20）関係 → 山崎1215
- ・ 横手町と浅舞村の鉄道誘致関係 → 山崎1215
- ・ 県の私鉄船川線計画関係 → 山崎1215
- ・ 奥羽線の予定線比較線問題関係 → 山崎1215
- ・ 船川、羽越、鹿角、陸羽、奥羽中央
鉄道株式会社関係 → 7916
- ・ 奥羽線路線工事関係 → 7912
- ・ 中秋軽便鉄道株式会社関係 → 6100
- ・ 大生鉄道株式会社関係 → 6103
- ・ 小坂鉱山より小坂鉄道株式会社
への専用鉄道譲渡関係 → 5917
- ・ 中外石油アスファルト株式会社 → 6099
の専用軌道関係

鉄道関係を扱った部課係の簿冊の編纂基準の変遷は以下のとおりです。

文書編纂規定	主 管	部 名 細 目	出 典
明治27. 8. 2 訓令甲第118号 「文書編纂細則」	内務部 第二課	鉄道事務係 官設鉄道 私設鉄道 雑 款	明治27年 「秋田県令全書」
明治29. 3. 31 訓令甲第50号 「文書保存規則」	内務部 第二課	鉄道事務係 官設鉄道 官設鉄道 私設鉄道 私設鉄道 雑 款 雑 款	明治29年 「秋田県令全書」
明治30. 7. 1 訓令甲第103号 「文書保存規則」	内務部 第二課	庶務係 鉄 道 軌道及 私設鉄道	明治30年 「秋田県令全書」
明治31. 4. 11 訓令甲第77号 「文書保存規則」	内務部 第二課	庶務係 鉄 道 軌道及 私設鉄道	明治31年 「秋田県令全書」
明治38. 4. 25 訓令甲第23号 「秋田県処務細則」第5章文書編纂	(第一部) (土木課) (土工係)	(鉄 道) (軌道及鉄道)	明治38年 「秋田県令全書」
明治40. 7. 15 訓令甲第52号 「秋田県処務細則」第5章文書編纂	内務部 土木課	鉄 道 軌道及 鉄道	明治40年 「秋田県令全書」
大正15. 6. 29 訓令甲第37号 「秋田県庁中令規」第5章文書編纂	内務部 土木課	鉄 道 軌道及 鉄道	大正15年6月29日 「秋田県報」号外

* 明治38年訓令甲第23号「秋田県処務細則」では、第5章文書編纂に文書の保存は「別表部門」によると記載されている。しかし、訓令甲第23号に「別表部門」が添付されていないため、この箇所については「秋田県処務細則」の部課分掌より類推し、括弧書きにした。



土木行政分野の雑款之部や鉄道以外の分野で作成された簿冊で、鉄道関係の資料を含むのは以下の通りです。

5601	大正15年	「内務部土木課事務簿」 雑款 鉄道用地、軌道敷設関係
5978	大正3～5年	「内務部土木課事務簿」 土木雑款之部 全 ・ 本荘町停車場位置請願 ・ 横黒線速成意見書進達
6082	昭和6年	「内務部土木課事務簿」 道路占用之部 軌道敷設関係